

2025年9月 介護記録書等の保管について

介護事業者は、サービス提供記録書等の介護記録をサービス修了後も5年間はこれらを適正に保管することが義務付けられています。

過去にサービスを終了した方やそのご家族様等からサービス情報の開示を求められたことは殆どありませんでしたが、先日、当デイサービスを利用していた方の介護情報を提供して欲しいとのご依頼がご利用者様家族からありました。

そのご利用者様は、平成27年8月から令和2年2月までの期間にご利用されていた方でした。

サービスが終了してから5年以上が経過し保管期間が過ぎていましたが、約10年前のサービス開始から終了までのご要望された介護情報をお渡しさせていただきました。